

第6章 計画の進行管理と推進体制

1 計画の進行管理

本計画を実行することで、持続的な市民活動の推進を図るため、進行管理については、所管である市民自治推進課が行います。

まず、計画の中間年度である平成 28 年度に中間評価を実施し、必要に応じて平成 29 年度以降の計画の見直しを行います。

また、その結果を踏まえた後半 2 年度の事業展開を図ります。

次に、計画の最終年度である平成 30 年度に最終評価を実施して、その結果を踏まえて次期計画の策定を行います。

具体的な進め方としては、市民・市民活動団体の皆さんから、アンケート調査及びワークショップにて意見を聴取し、その結果を基に市民活動推進委員会で審議して、計画の実施に反映させていきます。

(1) 中間評価

- ①市民アンケート調査（平成 27 年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO 法人アンケート調査
（平成 27 年度実施）
- ③市民ワークショップ（平成 28 年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成 28 年度実施）

(2) 最終評価

- ①市民アンケート調査（平成 29 年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO 法人アンケート調査
（平成 29 年度実施）
- ③市民ワークショップ（平成 30 年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成 30 年度実施）

2 計画の推進体制

本市では、市民活動を推進するために、附属機関として藤沢市市民活動推進委員会を設置しています。また、市民活動を推進する拠点施設として、市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいを設置しています。

本計画に沿って市民活動を推進するにあたっては、市、市民活動推進委員会、市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいの運営者が連携・協力して行っています。

(1) 藤沢市市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進条例第 11 条に基づいて設置された附属機関(審議会)で、学識経験者、市民活動を行う者、公募市民で構成され、市長の諮問に応じて、市民活動推進計画に関する事項、市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいの運営に関する事項等について、調査審議します。

(2) 市民活動推進センター・市民活動プラザむつあい

市民活動推進センターは、市民活動の自立化を支援することを目的とした、市民活動の推進拠点となる施設として、2001 年(平成 13 年)12 月に開設しました。また、2013 年(平成 25 年)10 月に、本市北部地域における市民活動の活性化を推進する拠点施設として開設した湘南台市民活動プラザを、2016 年(平成 28 年)6 月 1 日に六会市民センター内に移転し、市民活動推進センターの分館として新たに市民活動プラザむつあいを開設しました。

